

別表第2-2 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

指定場所	禁止行為	解除承認の基準																																																																																																																										
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位がA-3、B-7以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 幕類及び大道具用の合板が防災処理されていること。 5 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。																																																																																																																										
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) <u>使用者が裸火使用を容易に停止できる措置（注1）が講じられていること。</u> (4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 幕類及び大道具用の合板が防災処理されていること。 (6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次によること。 (ア) <u>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（注2）</u> a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を <u>防火性能を有する材料（注3）</u> で覆うこと。 (イ) <u>火炎を有するもの（注4）</u> 周囲の可燃物から、表1に掲げる距離以上の距離を確保していること。																																																																																																																										
		表1 単位：cm <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="10">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>20以内</th> <th>40以内</th> <th>60以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> <th>120以内</th> <th>140以内</th> <th>160以内</th> <th>180以内</th> <th>200以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="10">火炎の長さ</th> <td>20以内</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40以内</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>60以内</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>160</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>80以内</td> <td>110</td> <td>160</td> <td>190</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>250</td> <td>270</td> <td>290</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>100以内</td> <td>120</td> <td>170</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>270</td> <td>290</td> <td>310</td> <td>330</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>120以内</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>260</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>340</td> <td>360</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>140以内</td> <td>140</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>340</td> <td>370</td> <td>390</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>160以内</td> <td>150</td> <td>220</td> <td>270</td> <td>310</td> <td>340</td> <td>370</td> <td>400</td> <td>420</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>180以内</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>280</td> <td>320</td> <td>360</td> <td>390</td> <td>420</td> <td>450</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>200以内</td> <td>170</td> <td>240</td> <td>300</td> <td>340</td> <td>380</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>470</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table>		火炎の幅										20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	火炎の長さ	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140		40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	210	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	270	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	320	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	360	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	400	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	430	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	470	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	500	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	530
	火炎の幅																																																																																																																											
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内																																																																																																																		
火炎の長さ	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140																																																																																																																			
	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	210																																																																																																																		
	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	270																																																																																																																		
	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	320																																																																																																																		
	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	360																																																																																																																		
	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	400																																																																																																																		
	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	430																																																																																																																		
	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	470																																																																																																																		
	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	500																																																																																																																		
	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	530																																																																																																																		

	<p>3 火薬類を消費するもの</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する<u>専従員（注5）</u>が取り扱うこと。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>2 (2) イ（ア）の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 火炎を有するもの</p> <p>2 (2) イ（イ）の規定に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>微小な火源を有するもの（注6）</u></p> <p>演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注7）</u></p> <p>演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2 から 4 までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
危険物品持込み	<p>1 消火器を付加設置すること。</p> <p>2 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。</p> <p>3 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>4 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物</p> <p>危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類</p> <p>条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（<u>高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注8）</u>に限る。）</p> <p>容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類</p> <p>火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g以下のものは、30個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における持込みについては、4の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>

注1「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは、1動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

注2「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には、グラインダー、アーク溶接等が含まれるものであること。

注3「防火性能を有する材料」とは、次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第1条第6号に規定する難燃材料のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

(3) 消防法第8条の3に規定する防災物品のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注4「火炎を有するもの」には、ハンディトーチ、ろうそく、ライター等が含まれるものであること。

注5「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注6「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注7「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等を手品等で燃焼させた炎のことをいう。

注8「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに定められているものをいう。